

野洲市野洲川河川公園の指定管理者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、野洲市野洲川河川公園の管理の効率的かつ効果的な管理を実現することを目的に指定管理業務に係る契約の相手方となる指定管理者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 指定管理の概要

- (1) 業務名 野洲市野洲川河川公園の指定管理業務
- (2) 業務内容 別冊「野洲市野洲川河川公園の指定管理業務に関する仕様書」参照
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3. 見積額

指定管理料の上限は68,890,000円とする。

※上記額は消費税額及び地方消費税額を含む。

※上記額は5年分の予定額とする。

※契約は単年度で行い、予算の範囲で執行するものとする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル

5. スケジュール

令和6年8月29日(木) 公告

令和6年9月10日(火) 説明会

令和6年9月10日(火)～令和6年9月17日(火) 質疑受付期間

令和6年9月19日(木) 質疑に対する回答

令和6年9月19日(木)～令和6年9月30日(月) 企画提案書等の提出期間

令和6年10月11日(金) プレゼンテーション審査

令和6年10月中下旬 審査結果通知

※候補者に決定された者は次のスケジュールとなります。

令和6年11月下旬 野洲市議会提案(指定管理者の指定について(案))

令和7年4月1日 協定書締結(契約)

※野洲市議会の議決をもって、協定書締結となりますので、市議会で否決された場合には、協定書の締結は行わないので注意願います。

6. 参加資格

- ① プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する法人その他の団

体（以下「団体」とする。）とする。

- (1) 滋賀県内に事業所、営業所等がある団体であること。
- (2) 体育施設の管理運営に関して直近5年以内に2年以上の実績がある団体であること。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ施設協会や公益財団法人日本スポーツ協会が公認するスポーツ施設や指導に関する資格と同等程度の資格を有している者がいる団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない団体であること。
- (5) 国税、地方税を滞納していない団体であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている団体（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている団体（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）第6条の規定により、次のアからカの要件に該当する団体でないこと。
 - ア 役員等（競争入札に参加しようとする団体の役員をいい、当該競争入札に参加しようとする団体から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる団体
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる団体
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる団体
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる団体
 - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている団体
- ② プロポーザルに参加できる団体は、「9. 参加申込の手続き」中の「(1) 提出書類」に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。
- ③ 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 説明会

- (1) 開催日時 令和6年9月10日（火）午後2時00分から
- (2) 場所 野洲市役所 別館1階会議室

※説明会に参加を予定されている団体は前日までに都市建設部 都市計画課 へ参加意向の連絡をすること。

※プロポーザルに参加を予定されている団体は必ず参加すること。参加しなかった団体はプロポーザルに参加はできない。

※説明会に理由もなく欠席した団体は失格とする。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法 電子メールのみ

※定型様式は特に定めないが、簡潔に質疑事項を記すこと。

※質疑書（メール）のタイトル名は「野洲市野洲川河川公園の指定管理業務に係る質疑書」と記すこと。

(2) 期限 令和6年9月17日（火）正午まで（必着）

(3) 提出先 tosi@city.yasu.lg.jp
（野洲市 都市建設部 都市計画課アドレス）

(4) 回答方法 野洲市のホームページで回答

※すべての質疑を取りまとめて回答するものとする。個別回答はしない。

※回答は、令和6年9月19日（木）午後4時までに行うものとする。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する団体は、本実施要領、仕様書、野洲市都市公園条例及び野洲市都市公園管理運営規則並びに野洲市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類（紙ベース）を必要部数整えて提出すること。

※様式等は、本市ホームページからダウンロードすること。

	提出書類名	様式	提出部数
ア	指定管理者指定申請書	様式1	原本1部
イ	団体の概要書	様式2	原本を1部と写しを2部
ウ	定款、規約、その他これらに類する書類	任意	原本を1部と写しを2部
エ	法人である団体にあつては、当該法人の登記事項証明書	任意	原本を1部と写しを2部
オ	法人でない団体にあつては、役員（代表者又は、管理者の定めがあるものの代表者又は、管理人を含む）の名簿	任意	原本を1部と写しを2部

力	印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）	任意	原本を1部と写しを2部
キ	納税証明書（発行から3ヶ月以内のもの） ① 野洲市税においては完納証明書 ② 法人税及び法人事業税の納税証明書 （直近） ③ 消費税及び地方消費税の納税証明書 （直近） ※ いずれも納税義務がある場合のみ。	任意	原本を1部と写しを2部
ク	指定期間の事業計画書	様式3	原本を1部と写しを5部
ケ	指定期間の収支計画書	様式4	原本を1部と写しを5部

(2) 提出期間及び時間

令和6年9月19日（木）～令和6年9月30日（月）

※開庁日の午前9時～午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和6年9月30日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出団体のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100-1

野洲市役所 都市建設部 都市計画課

TEL : 077-587-6324 FAX : 077-587-6960

電子メール : tosi@city.yasu.lg.jp

10. 企画提案書作成方法

上記「9. 参加申込の手続き」中の「(1) 提出書類」の提出書類及び「別冊「野洲市野洲川河川公園の指定管理業務に関する仕様書」中の様式等を確認のうえ作成するものとする。

11. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について、「野洲市野洲川河川公園指定管理者審査基準」に基づきプロポーザル審査委員会が審査する。

また、プレゼンテーション審査は公開で行う（審査対象団体及び関係者については、割りあてられた時間以外の入室は認めない。）ものとし、全ての提案団体のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行い、指定管理候補者及び次点事業者を選定する。

なお、応募者が1者であっても、審査委員会は審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が7割に達していないと判断された場合においてはこの限りではない。

(1) プレゼンテーション審査

ア 日時 令和6年10月11日（金） 午前9時30分から

イ 場所 野洲市役所 本館2階庁議室

ウ プレゼンテーションの方法

- ・ 説明は、企画提案書の内容を基本とする。また、説明時間は20分以内とし、その後、10分程度質疑応答の時間を設ける。
- ・ 出席者は、1団体3名以内とし、うち1名は指定管理者となった場合における担当予定者であること。
- ・ 説明にあたり、PC等を活用する場合は、プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器は団体で用意すること。

※プレゼンテーション審査の日時や場所は変更する場合があるため、詳細は改めてプロポーザルの参加希望団体に通知する。

(2) 選定の基準

審査委員会における審査基準は以下のとおりです。

ア 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 施設の適切な維持管理及び管理に係る経費の縮減が図られているものであること。

エ 施設の管理を安定して行う人員、経営能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。

(3) 審査時の評価項目及び配点

審査委員は、下記の評価項目及び配点により採点を行います。

評価項目	配点
1 指定管理業務の基本方針	20

2 施設の管理・運営に関する業務	20
3 組織及び人材活用（安全管理体制を含む）	20
4 収支計画	20
5 自由提案	20
合 計	100

12. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての参加団体に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年11月上旬

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した団体に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1団体につき1案とする。

14. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの指定管理候補者決定前において、候補者決定に影響がでるおそれがある情報については、候補者決定後の開示とする。

15. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を野洲市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、都市建設部 都市計画課 宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その団体を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 見積額」にある額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、指定管理候補者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、指定管理候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16. 問合せ先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市役所 都市建設部 都市計画課 担当者：川波

TEL：077-587-6324 FAX：077-587-6960

電子メール：tosi@city.yasu.lg.jp

※問い合わせは、開庁日の午前9時～午後5時の間とする。